

1 法改正・通知の内容

- ・平成30年度からセンターによる評価の実施と、結果を踏まえて必要な措置を講じることが義務化された。
- ・全国統一で用いる評価指標が策定された。(平成30年7月4日付厚生労働省老健局振興課長通知)
- ・厚生労働省は、全国の結果を集計の上、チャート化による見える化を行い、都道府県を通じて市町村へ結果の周知を行う。
- ・市町村はその結果等を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策の検討、および実行後の検証を行う。

2 評価項目

1. 組織運営体制等 (1)組織運営体制 (2)個人情報管理 (3)利用者満足度の向上
2. 個別業務 (1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
(4)地域ケア会議 (5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務
3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

3 現状

- ・全28圏域のセンターから、厚生労働省が作成した調査票に回答を得て、市の回答と併せ、県を通じ報告済。
- ・厚生労働省からの集計結果の活用その他、市独自でも実施状況を把握すべく、調査票の中から重点項目を定め、11月上旬から年度内にかけて、実地調査等を行い確認すべく、準備を開始している。

4 今後の取り組み

資料2-2のとおり